

予防事務審査基準

【令和7年4月1日改訂】

埼玉西部消防組合

目 次

第1章 総 則

第1	目 的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【1】	1
第2	用 語		
第3	運用上の留意事項		
第4	基準の特例適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【1】	2
第5	基準の適用範囲		

第2章 防火対象物

第1	政令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱い・・・・・・・・・・・・・・	【2】	1
第2	収容人員の算定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【2】	3 2
第3	建築物の床面積及び階の取り扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【2】	4 2
第4	無窓階の取り扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【2】	5 9

第3章 消防用設備等の設置単位

第1	消防用設備等の設置単位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【3】	1
第2	政令第8条に規定する区画等の取り扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【3】	2
第3	政令第9条の取り扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【3】	1 8
第4	渡り廊下で接続されている場合の取り扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【3】	2 0
第5	地下連絡路で接続されている場合の取り扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【3】	3 0
第6	洞道で接続されている場合の取り扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【3】	3 5
第7	消防法令上の内装規制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【3】	3 6

第4章 消防用設備等の技術基準

【消火設備】

第1	消火器具・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【4-1】	1
第2	屋内消火栓設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【4-2】	1
第3	スプリンクラー設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【4-3】	1
	（閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備）		
第3の2	開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備・・・・・・・・・・・・	【4-3】	2 8
第3の3	放水型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備・・・・・・・・・・・・	【4-3】	3 7
第3の4	ラック式倉庫に用いるスプリンクラー設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【4-3】	6 6
第3の5	特定施設水道連結型スプリンクラー設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【4-3】	9 8
第4	泡消火設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【4-4】	1
	（固定式の泡消火設備（高発泡用泡放出口を用いるものを除く。））		
第4の2	移動式の泡消火設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【4-4】	1 4
第5	不活性ガス消火設備（全域放出方式の二酸化炭素消火設備）・・・・・・・・	【4-5】	1
第5の2	不活性ガス消火設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【4-5】	3 1
	（イナータガス消火剤を放射する不活性ガス消火設備）		

第6	ハロゲン化物消火設備（全域放出方式）・・・・・・・・・・	【4-6】	1
第7	粉末消火設備・・・・・・・・・・	【4-7】	1
第8	屋外消火栓設備・・・・・・・・・・	【4-8】	1
第9	動力消防ポンプ設備・・・・・・・・・・	【4-9】	1

【警報設備】

第11	自動火災報知設備・・・・・・・・・・	【4-11】	1
第12	ガス漏れ火災警報設備・・・・・・・・・・	【4-12】	1
第13	漏電火災警報器・・・・・・・・・・	【4-13】	1
第14	消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置）・・・・・・・・	【4-14】	1
第15	非常警報設備・・・・・・・・・・	【4-15】	1

【避難設備】

第16	避難器具・・・・・・・・・・	【4-16】	1
第17	誘導灯・・・・・・・・・・	【4-17】	1
第17の2	誘導標識・・・・・・・・・・	【4-17の2】	1

【消防用水、消火活動上必要な施設、その他】

第18	消防用水・・・・・・・・・・	【4-18】	1
第19	排煙設備・・・・・・・・・・	【4-19】	1
第20	連結散水設備・・・・・・・・・・	【4-20】	1
第21	連結送水管・・・・・・・・・・	【4-21】	1
第22	非常コンセント設備・・・・・・・・・・	【4-22】	1
第23	無線通信補助設備・・・・・・・・・・	【4-23】	1
第24	非常電源・・・・・・・・・・	【4-24】	1
第25	総合操作盤・・・・・・・・・・	【4-25】	1
第26	フード等用簡易自動消火装置・・・・・・・・・・	【4-26】	1

第5章 参考資料

第1	特例基準を適用している共同住宅の一部に宿泊施設や福祉施設等が入居する場合の取扱いについて・・・・・・・・・・	【5-1】	1
第2	防災対象物品の取扱いについて・・・・・・・・・・	【5-2】	1